

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年3月24日

国立大学法人東北大学理事 佃 良彦

◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 04

○第3号

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42、75、78
- (2) 事業名 東北大学（青葉山3）ユニバーシティ・ハウス等整備事業
- (3) 事業場所 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1の一部、816の一部（東北大学青葉山3団地）
- (4) 事業概要 学生寄宿舍の施設整備業務、維持管理業務、管理運営業務、入居者サービス業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
- (5) 事業期間 事業契約締結の日から事業者が提案する日まで

2 競争参加資格等

- (1) 入札参加者が備えるべき要件等
 - 1) 入札参加者の構成等
 - ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。ただし、入札参加企業の場合にあっては、新たに特別目的会社を設立することなく入札参加企業自らが事業者（本学との契約当事者）となることを

選択できるものとする。なお、入札参加グループで参加する場合は、入札参加グループの構成員の中から入札参加手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

② 入札参加グループは、入札への参加に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④ 入札参加者及び協力会社には、学生寄宿舎の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者及び管理運営・入居者サービスに当たる者が必ず含まれていること。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

① 「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」（平成16年4月1日理事（財務・人事担当）裁定）第6条及び第7条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第8条に規定する資格を有する者であること。

② 「会社更生法」（平成14年12月13日法

律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」(平成11年12月22日法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- ③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札書の開札が終了するまでの期間に、文部科学省又は本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 本学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がない者であること。
- ⑤ 最近1年間の国税(法人税、消費税及び地方消費税)を滞納していない者であること。
- ⑥ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会

社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。

- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち学生寄宿舎の設計、建設、工事監理、維持管理及び管理運営・入居者サービスの各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

- ① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく1級

建築士事務所の登録を行っていること。
オ 平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記 a・b に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。管理技術者は1級建築士とし、主任担当技術者について、建築分野・構造分野を担当する者は1級建築士、電気設備分野・機械設備分野を担当する者は1級建築士又は建築設備士とする。

なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

a 建物用途

宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

b 建物規模

地上3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）

※ a・b に示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績（技術者）が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満た

すこと。

ア 文部科学省又は本学において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した平成27・28年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が建築一式工事1,190点以上であること。ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は940点以上とする。

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成12年度以降に元請として、下記 a・b に示す各担当工事を実施し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途

宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊

施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

b 建物規模

地上3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上（建築一式工事・電気工事・管工事の各担当工事（電気工事・管工事については、建築一式工事における実績を含む。））

※ a・bに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）が必要となる。

エ 建築一式工事において、以下に示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。当該専任で配置する者は、建設業許可の際に設置した本社、支店及び各営業所等に配置した専任の技術者ではないこと。

a 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

b 平成12年度以降に元請として、2(1)3②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

※ 2(1)3)②ウの a・b に示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（技術者）が必要となる。
c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア 2(1)3)①アに同じ。

イ 2(1)3)①イに同じ。

ウ 2(1)3)①ウに同じ。

エ 2(1)3)①エに同じ。

オ 平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記 a・b に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

a 建物用途

宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

b 建物規模

地上3階以上かつ延べ面積5,000

m²以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※ a・bに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績（技術者）が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人東北大学の競争参加資格のいずれかにおいて、東北地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成12年度以降に元請として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物用途

宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

b 建物規模

延べ面積5,000m²以上

※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績（企業）が必要となる。

⑤ 管理運営・入居者サービスに当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人東北大学競争参加資格のいずれかにおいて、東北地域の「役

務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成12年度以降に元請として、下記a・bに示す管理運営・入居者サービス業務（本事業における管理運営・入居者サービス業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した管理運営・入居者サービスの実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物用途

宿舎（集合住宅を含む。）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る。）

b 建物規模

延べ面積5,000㎡以上

※ a・bに示す要件を同時に満たす管理運営・入居者サービス業務（本事業における管理運営・入居者サービス業務と同種又は類似の業務とする。）における、管理運営・入居者サービス実績（企業）が必要となる。

4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、2(1)3)①ア、②ア、③ア、④ア及び⑤アに示す一般競争参加資格等の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の時において2(1)3)①ア、②ア、③ア、④ア及

び⑤アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の時に於いて2(1)3)①ア、②ア、③ア、④ア及び⑤アに示す要件を満たしていなければならない。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、本学と事前協議を行い、本学の承諾を得るとともに、変更後において2(1)1)から3)に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を本学に提出すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒980-8577

宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1

東北大学施設部計画課契約・監理室契約・

監理係

電話 022-217-4946

電子メール u.h.seibi@grp.tohoku.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

平成 28 年 3 月 24 日から平成 28 年 7 月 15 日まで、本学のホームページ [<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu/index.html>] にて交付する。

(3) 説明会及び現地見学会の開催日時及び場所

平成 28 年 3 月 30 日午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 4 6 8 - 1 の一部、8 1 6 の一部 東北大学（青葉山 3）災害復興・地域再生重点研究拠点 1 階会議・セミナー室等にて開催する。

(4) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成 28 年 4 月 18 日午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで、同日午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで及び平成 28 年 4 月 19 日午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで、上記 3 (1) まで、持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は、書留等の配達記録が残る方法に限るものとし、平成 28 年 4 月 19 日午前 12 時 00 分までに必着のこと。

(5) 入札書等及び提案書の提出期間、場所及び方法

平成 28 年 7 月 14 日午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで、同日午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで及び平成 28 年 7 月 15 日午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで、上記 3 (1) まで、持参又は郵送にて提出すること。郵送する場合は、書留等の配達記録が残る方法に限るものとし、平成 28 年 7 月 15 日午前 12 時 00 分までに必着のこと。

(6) 入札書の開札日時及び場所

平成 28 年 7 月 15 日午後 2 時 00 分、宮城県

仙台市青葉区片平二丁目1-1 東北大学施設部3階会議室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金は、免除する。

2) 契約保証金

事業者は、事業契約書の締結に当たり、事業契約の履行を確保するために、事業契約締結の日から学生寄宿舍の引渡し日までを期間として、施設整備費相当（ただし、消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を除く。）の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、事業契約締結の日から学生寄宿舍の引渡し日までを期間として、施設整備費相当（ただし、消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を除く。）の100分の30以上について、本学又は事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保証証券を本学に提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

なお、事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を本学のために設定するものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のし

た入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 事業者の選定及び決定方法

本学が定める予定事業費の範囲内であり、入札説明書等で指定する性能等の要求水準のうち必須とされた基礎項目を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって事業者を選定し決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を、本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(8) 本学が必要と判断した場合は、入札参加者に対して、提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを平成28年7月下旬若しくは平成28年8月上旬に実施する。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)と同じ。

(10) 一般競争参加資格を有していない者の参加
上記2(1)4)の規定による。

(11) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Yoshihiko Tsukuda, Executive Vice President, Tohoku University

(2) Classification of the services to be procured: 41, 42, 75, 78

(3) Subject matter of the contract: Constru

- ction and maintenance of Building for University House etc, Tohoku University
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:12:00A.M. 19, April, 2016
- (5) Time-limit for the submission of tenders:12:00A.M. 15, July, 2016
- (6) Contact point for tender documentation:Accounts of institution section, Facilities Planning Division, Facilities Department, Tohoku University, 2-1-1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi 980-8577 Japan, TEL 022-217-4946